

# 「富士見市地域防災計画（案）」に対する意見募集の結果について

平成30年3月30日

安心安全課

富士見市は「富士見市地域防災計画（案）」に対する意見の募集を、平成30年2月13日から平成30年3月12日まで行いました。  
その結果4通57件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

## パブリックコメント実施方法

- 募集期間           平成30年2月13日～平成30年3月12日
- 告知方法           広報ふじみ 市役所ホームページ
- 意見提出方法      郵送、ファックス、電子メール

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
1	【災害時のマイナンバー活用】 大災害時に最初に復旧しなければならないのは、住基システム。 東日本大震災では、村の住基システムが津波で流され、焼き場に命令書が出せずに三陸沿岸に2万体の遺体が2週間も放置されました。 自治体の住基システムが使用不能になった場合、県のシステムで代替することになっていたのに県庁もそのことを忘れており、2週間経って総務省から連絡が入り、気づきました。 同じ轍を踏まないように計画に県庁との連携を盛り込むべきと考えます。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	災害復旧復興時における住基情報は必要不可欠であると認識しており、富士見市業務継続計画（震災編）において、住基システムは24時間以内を目標に復旧することとしております。
2	【事業継続における道路の通行確保の方法】 災害時に道路の障害物除去のために、どれだけ重機がつかえるのか確認しておくようにすべきと考えます。 国交省地方建設局の指導で、建設業者は災害時の事業継続計画（行政の事業継続計画への協力計画）を作成済みのはずです。 当市の災害では、どの業者からどの程度の協力が得られるのか確認しておくべきと考えます。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご提案のとおり、平常時から災害対策協力会等と連携し、災害時における重機等の確保について確認したいと考えています。
3	【通信手段の確保】 現在、市では防災無線や衛星電話、さらにPHSもご用意いただいていると思います。 市民の通信手段の確保においては、P.1-37の4(2)③でも、市民に多様な通信手段を確保する、とし、携帯電話やスマートフォンもあげています。しかし、東日本大震災時には、PHSは一晩中使えましたが、携帯電話は基地局のバッテリーが上がりすぐに使用不能になるキャリアもありました。 災害時の予備電源について、携帯キャリアへ働きかけることもご検討ください。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご提案のとおり、災害時における携帯基地局等の予備電源の確保については重要であると認識しており、国や県を通じて携帯各社に働きかけたいと考えています。
4	【自主防災組織の組織化状況について】 自主防災組織が組織化されつつあるのは承知していますが、どこでどのように組織化されているのかわかりません。 町内会ベースとは思いますが、町内会で活動しているのはお年寄りが多く、いざという時に動けるかが心配です。 自主防災組織に若い世代を巻き込む工夫を期待します。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご提案のとおり、自主防災組織の担い手が不足しがちであることは認識しており、若い世代の参加を促すよう努めます。
5	2-14頁下から5行目、3-10頁下から5行目「職場や学校などで帰宅困難となった従業員や児童・生徒等に対し」「大規模集客施設」と「客」が必要かと思えます。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	大規模集客施設に限らず、各事業所には災害時にその施設の利用者を留めておくよう要請してまいります。
6	2-28頁16行目、3-28頁下から4行目「災害対策本部避難所では」 全市的なものと避難所ローカルな広報とがあることを分かりやすく、「災害対策本部及び避難所は」にしては。	ご意見のとおり修正します。	タイトルが「(4)避難所での広報」なので、避難所における広報について記載されているため、「災害対策本部避難所では」を「避難所では」に修正します。

7	<p>2-28下から12行目、3-29頁3行目「外国人に対しては」「日本語が堪能ではない外国人【など】に対しては」または「日本語が不自由な外国人【など】に対しては」のような、国籍を限定しない表記にした方がいいです。</p> <p>国際化が進む中、その人の属する国籍や母国語（公用語）と、その人が実際に使用する母語・第一言語は一致しなくなってきています。海外の学校に長く在籍、帰化、国際結婚により家庭内言語が日本語以外など、日本人ではあるけれど日本語での意思疎通に不安を感じる人たちがいます。</p> <p>子どものみの統計ですが、文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によれば、日本語指導が必要な児童生徒のうち日本国籍を有している子どもは、平成18年度では3,868人（約15%）でしたが、平成28年度では9,612人（約22%）に増加しました。</p> <p>案のような表記ですと、日本語能力が十分でない日本人の方を想定できません。例えば、日常会話レベルの日本語能力だと理解が難しい複雑な手続きの相談がある場合、避難者名簿の「要通訳」に丸印があっても、担当者の思い込みで「この人の名前はどうみても日本人だから誤入力だろうな」と、外国語に対応できる巡回相談員の来訪を案内しないといったことも起こり得ます。</p>	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり、帰化された方など、日本語が堪能ではない外国人以外の方もいらっしゃいますので、「日本語が堪能ではない外国人等に対しては」に修正します。
8	<p>2-28頁下から11行目、3-29頁4行目「視覚や聴覚に障がいのある人に対しては、ラジオ、テレビの文字放送、ファクシミリなどを」</p> <p>これらは在宅や車中泊の障がい者に対する対応です。この項目は、避難所での広報対応なので、「広報紙・掲示物の読み上げ（対面朗読又は録音物の再生）、手話通訳や筆談による伝達」などが適切です。</p> <p>また、「文字放送」はアナログ放送の時の文字多重放送の別称であり、現在は「データ放送」です（リモコンのdボタンを押すと表示される）。</p>	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり「また、視覚に障がいのある人には広報紙・掲示物の読み上げ等による対応や、聴覚に障がいのある方には手話通訳や筆談による伝達など、要配慮者にも配慮した情報伝達に努める」に修正します。また、「文字放送」は「データ放送」に修正します。
9	<p>2-28頁下から8行目、3-29頁7行目「災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じ、NHKさいたま放送局、FM NACK5に対して行う」</p> <p>1-38頁の表では「テレビ埼玉」も含まれていますので統一を。</p>	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり「テレビ埼玉」を加えます。
10	<p>2-42頁13行目、3-45頁13行目「3 ヘリコプターによる輸送」</p> <p>「1 輸送対象」には「負傷者等」と「疾病者」が想定されていますが、「(2)市指定ヘリポート」においてはもっぱら物資を対象とした記載となっています。そのため、救護所に運び込まれた熱傷患者や、避難生活の中で発生する重篤な救急患者などを搬送する場合は想定されていないように思います。</p> <p>市指定ヘリポートまで救急車で搬送してからヘリを待つというのは道路や車両の余力から難しいこともあるので、急患については各地域の校庭をヘリポートとして利用することを前提にして記載した方がいいです。</p> <p>そうでなければ、「避難所へ車等で避難し、そこで生活する『車中泊避難者』」（2-35頁下から11行目）を校庭中央に駐車させてしまうと思います。校庭の端っこは、建物や高い防球フェンスがあり、それらの倒壊・延焼に車が巻き込まれるリスクを考えるからです。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご指摘のとおり、負傷者等の緊急搬送も想定されます。救護所に運び込まれた救急患者などを搬送する場合は校庭をヘリポートとして利用することも想定されます。このような活動の支障とならないよう「車中泊避難者」を校庭中央に臨時ヘリポートのスペースが確保できるかなど検討し避難所運営マニュアルや避難所カルテに反映したいと考えます。
11	<p>2-53頁6行目、3-55頁6行目「労務者の雇いあげ」「作業員」に言い換えては。あまりこの表現は使わなくなっています。</p>	ご意見のとおり修正します。	ご指摘の部分「労務者の雇いあげ、重機等の借り上げを行い」を「作業員及び重機等を確保し」と修正します。
12	<p>2-67頁下から7行目「一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず」</p> <p>3 駅とも市の境に近いので、近隣市町の施設を含む表現の方がよいかと思います。</p>	ご意見のとおり修正します。	「④必要に応じて近隣市町に協力を要請する」を追加します。
13	<p>2-75頁下から8行目、3-67頁下から7行目「2 保育所等（公立、民間、幼稚園）」</p> <p>「放課後児童クラブ」を加え、この項目の「園児」を「子ども」にするか、「園児等」にした方がいいです。</p>	ご意見のとおり修正します。	ご指摘の部分「2 保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等（公立・民間）」「園児等」に修正します。
14	<p>2-78頁2行目、3-70頁1行目「乳幼児に必要な粉ミルク」</p> <p>「粉」の1字を削除しては。九都県市首脳会議が乳児用液体ミルク導入に向け取り組んでいますし、今の段階でも外国より救援物資として液体ミルクが届くことも考えられます。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	「粉ミルク、おむつ等」は乳幼児に必要な生活必需品の総称として記載しています。

15	2-78頁8行目、3-70頁7行目「3 外国人への対応」 タイトルの「外国人」に「等」を付け、「外国人でない者であっても、日本語が堪能ではない者、日本の文化・習慣・制度に不慣れな者については、必要に応じて外国人に準じた対応を行う」といった一文を入れた方がいいです。理由は、先ほど2-28下から12行目、3-29頁3行目「外国人に対しては」について述べたものと同様です。	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり、帰化された方など、日本語が堪能ではない外国人以外の方もいらっしゃいますので、「外国人」を「外国人等」に修正します。
16	2-85頁表、3-77頁表「母子及び寡婦福祉法」 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されています。	ご意見のとおり修正します。	ご指摘のとおり修正します。
17	3-5頁2行目「1 社会福祉施設利用者の安全確保」 低層階が浸水し、多数の取り残された入所者・入院患者が発生し、外部からの救援が遅れたとしても、数日間は業務を継続できる施設整備が必要ではないでしょうか。「食料、防災資機材等の備蓄」だけでは不十分で、電気設備等の区画の防水化といったことが考えられます。例えば、志木市は新庁舎建設事業において地階には機械室を設けない方針だそうです（広報しき平成29年6月号7頁）。 東日本大震災においては、避難行動中の負荷による介護施設入居者・医療機関入院患者の災害関連死があったと言われています。この例のように避難行動自体が多大なリスクがあり、さらには、浸水被害が予想されるような悪天候下で、慢性的な人手不足が社会問題となっている業種の避難がスムーズに行くとは考えにくいです。 本市においては、浸水が想定される地区にも施設が多く存在しており、避難の時間切れ（施設の物理的孤立）を想定した記載が必要と思われる。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご指摘のとおり、数日間業務を継続できる施設整備の必要性は認識しておりますが、民間の施設に施設整備を強いることは困難と考えております。 水防法の規定に基づき、職員及び利用者の安全を確保するよう、避難確保計画の策定や避難訓練の実施について依頼してまいります。
18	3-34頁「各状況における避難時の留意点」の8文中 「障害者等の要配慮者は」 表記ゆれです。引用や法令用語の紹介でないなら、「障がい者」にしては。	ご意見のとおり修正します。	ご指摘のとおり修正します。
19	3-78頁4行目、2-86頁3行目「応急仮設住宅を建設する」 3-78頁15行目「2 応急仮設住宅の設置」、2-87頁6行目「3 応急仮設住宅の設置」 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」によれば、応急仮設住宅には、プレハブが代表的な「建設型仮設住宅」と民間賃貸住宅を活用する「借上型仮設住宅」（みなし仮設住宅）があります。「建設する」という表記ですと前者しか指しませんので、「供与」「供給」「提供」といった表現が良いと思います。 また、「応急仮設住宅の設置」の項目でも「借上型仮設住宅」への言及を。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご提案の「建設型仮設住宅」と「借上型仮設住宅」（みなし仮設住宅）があることは認識しております。 「3既存住宅等の利用」において、公的住宅等の空家を一時的に供給することとしております。
20	4-10頁表「育児・教育支援」文中 「母子寡婦福祉資金」は「母子父子寡婦福祉資金」に。「市立幼稚園減免」は、他市に通園ということではなければ、誤記と思われる。	ご意見のとおり修正します。	ご指摘のとおり「母子寡婦福祉資金」は「母子父子寡婦福祉資金」に修正し「市立幼稚園減免」は削除します。
21	4-14頁図【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】 4-15頁図【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】 県地域防災計画第6編-32、-38の図において原子力規制庁を書き加えるなど更新されていますので、反映した方がいいと思います。	ご意見のとおり修正します。	ご指摘のとおり修正します。
22	全般：全編を読まないといけない部分が多いが、いざという時に関係編を真っ先に読むと思うので、関係編だけ読んでわかるような記載にした方がいい。また、複合災害についても、独立した編ではいざという時にわかりづらいので、各編で複合災害の箇所を示した方がいい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見の趣旨を参考に、職員マニュアルや洪水対応時系列マニュアル等へ反映したいと考えています。
23	全般：自衛隊は朝霞駐屯地の方が近いと思うが、大宮駐屯地と併記はできないか。もしできない場合は、その理由を記載しておいた方がいい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	自衛隊内で大宮駐屯地の第32普通科連隊が富士見市の担当となっております。
24	全般：各項目の対応について、具体的に市役所のどこの部署が担当するのか具体的に記載した方がいい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	資料編に各災害対策本部の所掌事務を掲載しており、この所掌事務に基づき担当課が行います。資料編へアクセスできるようP2-22の（5）組織及び所掌事務「活動体制の組織、所掌事務及び動員については市長が別に定める」の後に「資料編参照」を追記します。
25	全般：本部長、副本部長、防災主管部長等災害時の役職名の記載が多いが、いざという時に誰が担当するのか、わかりづらいので、平時の役職名も括弧で記載した方がいい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見の趣旨を参考に、職員マニュアル等へ反映したいと考えています。
26	水害対策編全般：水害予防計画には、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所が策定している「柳瀬川流域水循環マスタープラン」や現在検討している「新河岸川流域水循環マスタープラン」についても記載した方がいい。富士見市役所も構成メンバーのはずなので。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	「柳瀬川流域水循環マスタープラン」の趣旨を参考に、洪水対応時系列マニュアル等へ反映したいと考えています。

27	水害対策編全般：防災無線は、大雨時や強風時には聞き取れないので、インターネットだけに頼らない別のアナログ手段も検討した方がよい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご指摘のとおり大雨や強風時に防災行政無線は聞こえにくくなるものと認識しており、Ｌアラートを通じてテレビやラジオによる情報伝達や広報車、消防団による個別巡回等あらゆる手段で情報を伝えることとしております。
28	水害対策編全般：廃棄物処理場や廃棄物仮置き場、社会福祉施設、保育園等、給食センター、図書館、難波田城資料館等の施設は、河川沿いや低地の施設等が多いが、水害対策は問題ないのか。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご指摘のとおり、浸水想定区域の中に公共施設があり、水害時には使用不能となることも想定しております。水害時に役割を担った施設が使用不能となった場合は別の場所を検討することとしております。
29	P3-1：一級河川は河川規模ではなく流域規模なので、一級河川＝大河川という表現にはしない方がよい（例：柳瀬川上流部の一級河川区間は、富士見江川より小さい）。また、富士見市内の一級河川には、びん沼川や新河岸川放水路もあるので、それらも加えるか、柳瀬川等とした方がよい。また、一級河川＝大河川ではないので、それ以外の河川等を中小河川等と記載するよりは、準用河川・普通河川・雨水幹線等とした方がよい。	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり「中小河川等」を「河川等」に修正します。
30	P3-2：6 ハザードマップの公開について、富士見市役所のホームページには、富士見市内水（浸水）ハザードマップ、土砂災害ハザードマップが掲載されているので、同マップは既に作成されているのではないかと。そのため、作成ではなく更新としてはどうか。また、鶴瀬駅東口の池袋側の道路には、道路冠水注意の道路標識があったと思うが、富士見市内水（浸水）ハザードマップには載っていない。既に改善されているのであれば問題ないが、まだであれば掲載するとともに、改めて富士見市内の道路冠水注意の道路標識の設置箇所を再点検した方がよい。	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり「作成」を「更新」に修正します。
31	P3-2：7 (1) 下水施設、トイレ対策には、既存浄化槽の利用等とあるが、公共施設等でも浄化槽があるのであれば、どこにあるのかわかるようにしておいた方がよい。また、バイオトイレなどもあるのであれば、どこにあるのかわかるようにしておいた方がよい。また、下水道が破損していない時には、マンホールトイレも有効なので、マンホールトイレも含めておいた方がよい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	避難所カルテに下水処理方式を記載しており、「下水」か「浄化槽」かは分かるようになっていました。また、マンホールトイレについても採用している学校には記載をしています。
32	P3-4：10 日常の水害対策には、富士見市災害ハザードマップとあるが、複数のハザードマップがあるのでわかりやすく記載した方がよい。また、側溝・雨水ますの管理とあるが、貝戸の森に隣接する権平川の暗渠脇にある側溝は蓋がない。これでは管理も大変だし、災害時だけでなく常時危険ではないか。	ご意見のとおり修正します。	地域防災計画の見直しに伴い、震災、洪水・内水、土砂災害のハザードマップも改定し、4種のハザードマップを1冊にまとめ「富士見市防災ガイドブック（震災、洪水・内水、土砂災害ハザードマップ）」とします。この名称に修正します。また、権平川の暗渠脇の側溝については道路担当課で検討します。
33	P3-9：3 市民への周知（震災対策編再掲）には、災害種別ごとの避難所とあるが、富士見市洪水ハザードマップで水害想定が多い地域のうち、新河岸川左岸側には地元の避難所より新河岸川を渡って武蔵野台地側に向かうように指示している印象がある。想定されている水害時に新河岸川を渡ることは安全なのか。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	洪水が想定される場合は高台への避難が原則となっています。新河岸川が危険な状態となる前に、早めの避難を促します。
34	P3-13：第6節 医療計画には、具体的に何ページにあるのか記載した方がよい。	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり修正します。
35	P3-21：イ 県への報告先には、荒川上流河川事務所とあるが、同事務所は国土交通省関東地方整備局なので、国県への報告先とした方がよい。	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり修正します。
36	P3-23：③ 記録的短時間大雨情報には、100mm以上とあるが、時間の単位がわかりづらいので、100mm/h以上とした方がよい。	ご意見のとおり修正します。	ご指摘の部分「1時間雨量100ミリ」に修正します。
37	P3-24～25：洪水予報の伝達系統と水防警報の伝達系統の違いがわかりづらいので、それぞれの違いの説明と図表をわかりやすくした方がよい。	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり、分かりやすく全面的に修正します。
38	P3-29：2 災害時の広報活動には、ボランティア団体とあるが、具体的にどのようなボランティア団体なのかわかりやすくした方がよい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	災害時の広聴活動には、避難所運営のボランティアやなやみごと相談ボランティアなどが想定されますが、団体を限定することは現時点では困難なため、原案のままとさせていただきます。
39	P3-34：4 (1) 消防団は水害時には水防団となるのか。もしそうであれば、消防団(水防団)とした方がよい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	「避難誘導」は消防団の役割でもあるので、原案の表記となっています。
40	P3-60：6～9は、具体的に何ページにあるのか記載した方がよい。	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり修正します。
41	P3-63：※特別警報は、児童・生徒の帰宅時だけに記載する内容ではないのではないかと。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご指摘のとおり、注釈については、用語が初出した時に記載するべきと考えますので、初出のページに記載します。
42	P3-86：第4節及び第5節は、具体的に何ページにあるのか記載した方がよい。	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり修正します。
43	P4-33及び34：第6章 文化財災害対策及び第7章 図書館資料等災害対策には、「第Ⅱ部 震災対策編 第2章 第14節 7 文化財・郷土資料の応急対策」の項に準じる、とあるが、第Ⅲ部 水害対策編にも同様の記載があるので、準じる項に入れた方がよい。	ご意見のとおり修正します。	ご提案のとおり修正します。

44	<p>全般：市民にもわかりやすい、以下のような市民向けマニュアルも作成した方がよい。 東京都庁 防災ブック「東京防災」 <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/08/20p81300.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/08/20p81300.htm</a> 新河岸川水系水環境連絡会「市民がつくる水防マニュアル 大水への心得秘伝之書」 <a href="http://kappa-no.net/tudura/prints/2012prints/suibou.pdf">http://kappa-no.net/tudura/prints/2012prints/suibou.pdf</a> NPO法人中越防災フロンティア「雪かき道・指南書」 <a href="http://dojo.snow-rescue.net/modules/myalbum0/viewcat.php?cid=2">http://dojo.snow-rescue.net/modules/myalbum0/viewcat.php?cid=2</a></p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>平時からの災害に対する備えや避難時の行動などを市民向けに分かり易くまとめ、地震、洪水・内水、土砂災害のハザードマップを掲載した「富士見市防災ガイドブック」を全戸配布することとしています。</p>
45	<p>全般：災害が発生すると環境への影響も大きいので、以下のような行政向けマニュアルとの関係も記載した方がよい。 環境省「各種災害時マニュアル等（廃棄物関係）」 <a href="http://www.env.go.jp/jishin/index.html#manu-haiki">http://www.env.go.jp/jishin/index.html#manu-haiki</a> 環境省「各種災害時マニュアル等（廃棄物関係以外）」 <a href="http://www.env.go.jp/jishin/index.html#manu-other">http://www.env.go.jp/jishin/index.html#manu-other</a></p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>ご意見の趣旨を参考に、職員マニュアル等へ反映したいと考えています。</p>
46	<p>平成28年台風9号以前から、水害予兆について市に情報提供を行っていたが、生かされていない。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>ご指摘の趣旨に鑑み、市民の皆さまからいただいた情報を今後の対策に活かしてまいります。</p>
47	<p>2014年8月10日のゲリラ豪雨による山室排水路側道の道路冠水について、担当部長が、ららぼーと内の雨水抑制施設の工事完了に伴い、治水の不安は解消すると説明していた。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>今回ご意見の募集を行った「富士見市地域防災計画」の中では具体的な記述をしている内容ではありませんが、ご意見を承り今後とも全庁的に治水対策に取り組んでまいります。</p>
48	<p>ららぼーとの誘致により、賑わいがあるが、水害対策という課題が生じたことについて、全力で対策にあたっていただきたい。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>今後とも市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。</p>
49	<p>平成28年台風9号の際、山室地域に対して防災行政無線が活用されなかったが、その件について計画案に記されているのか。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>全市域を対象にした本計画では、具体的に地域を限定した対策内容は記載しておりませんが、防災行政無線による情報発信等につきましては、災害の状況に応じた対応を図ってまいります。</p>
50	<p>平成28年台風9号に関する10月22日の住民懇談会では期待できる説明がなかった。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>今回ご意見の募集を行った「富士見市地域防災計画」の中では具体的な記述をしている内容ではありませんが、ご意見を承り今後とも全庁的に治水対策に取り組んでまいります。</p>
51	<p>山室1丁目地内の山室排水路沿いの止水壁設置に関して、工事予定通知の案内図において、担当課と住民の齟齬があったまま工事が着工された。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>ご指摘の工事のように地域の皆様に大きな影響のある事業等につきましては、今後とも誤解のないよう丁寧な説明に努めてまいります。</p>
52	<p>平成29年9月27日砂川堀雨水幹線などの治水対策に関する説明会において、埼玉県河川砂防課、荒川右岸下水道事務所が説明したが混乱した。当日は県議会議員や市議会議員も出席していたが、参加者の多くは行政側から説明や態度に期待が持てないと感じたと思われる。 ハード面とソフト面を並行して住民説明会を計画しないと参加者は減少する。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>今回ご意見の募集を行った「富士見市地域防災計画」の中では具体的な記述をしている内容ではありませんが、ご意見を承り今後とも全庁的に治水対策に取り組んでまいります。</p>
53	<p>平成29年台風21号の際に山室1丁目地内で道路冠水が起こった。止水ブロック壁設置は新たな貯水池を造ったことになった。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>今回ご意見の募集を行った「富士見市地域防災計画」の中では具体的な記述をしている内容ではありませんが、ご意見を承り今後とも全庁的に治水対策に取り組んでまいります。</p>
54	<p>平成29年12月15日 埼玉県川越県土整備事務所主催「新河岸川の砂川堀合流部改修事業に関する説明会」について、分かりやすく丁寧な説明との印象を持った。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>今回ご意見の募集を行った「富士見市地域防災計画」の中では具体的な記述をしている内容ではありませんが、ご意見を承り今後とも全庁的に治水対策に取り組んでまいります。</p>
55	<p>掲載されている諸表は、出典名や年度の確認もできないものが多く、それによりボリューム感があるように見せると推察される。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>本計画につきましては、災害対策関連の法律や各種制度等に沿った内容もあり、大変分量の多い計画となっておりますが、できるだけ分かりやすい内容となるよう努めてまいります。</p>
56	<p>市議会で、水害対策のことを含めた見直しをしたいと述べていたが、埼玉県地域防災計画を基本的ベースとして組み立てており、震災対策のページが多くなっている。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>計画の見直しに当たっては、「第三部 水害対策編」を独立させるなど、水害対策の拡充に重点をおいておりますが、計画の構成の関係上、内容の重複するような部分については、震災対策編の参照とさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。</p>
57	<p>町会への出前講座に出向いて、市民から得た意見要望期待を肌で受け止め、キャリアアップを研鑽され、プロフェッショナルを目指す人材を育成してほしい。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	<p>本計画案においても「災害に強いひとづくり」を掲げており、地域防災力の向上のためには、人材育成は大変重要なものと認識していますので、地域の力をお借りしながら防災教育に努めてまいります。</p>